

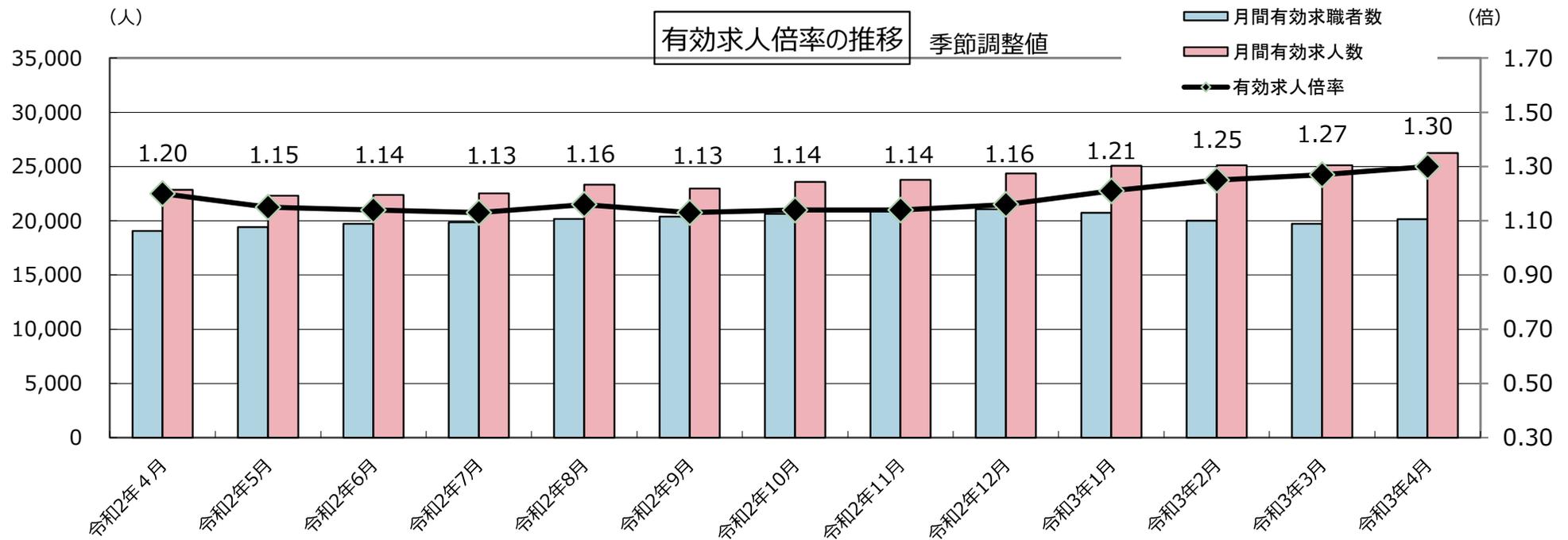
これまでの取組と今後の雇用対策の方向性について

令和3年6月4日（金）



厚生労働省宮崎労働局

宮崎県における求人・求職及び有効求人倍率の推移



	2年11月	2年12月	3年1月	3年2月	3年3月	3年4月
①月間有効求人数 (季節調整値)	23,764 (0.8)	24,371 (2.6)	25,068 (2.9)	25,108 (0.2)	25,110 (0.0)	26,246 (4.5)
②月間有効求職者数 (季節調整値)	20,863 (1.0)	21,067 (1.0)	20,735 (▲1.6)	20,009 (▲3.5)	19,729 (▲1.4)	20,154 (2.2)
③有効求人倍率 (①÷②) (季節調整値)	1.14	1.16	1.21	1.25	1.27	1.30
④雇用保険被保険者数 (原数値)	302,143 (0.1)	302,727 (0.0)	301,721 (0.0)	302,018 (0.1)	302,155 (0.2)	299,918 (0.5)
⑤雇用保険一般受給者実人員 (原数値)	4,532 (10.6)	4,383 (11.4)	4,235 (8.0)	4,137 (12.7)	4,297 (15.3)	4,223 (17.5)

注) ①②の () 内は前月比増減率 (%)、④⑤の () 内は前年同月比増減率。

宮崎県における雇用調整助成金の支給の動向

1. 雇用調整助成金の支給実績（令和3年5月21日現在速報値）

- 支給申請件数：18,120件、支給決定件数：17,896件（支給決定率98.8%）
- 雇用維持を支援した労働者数：延べ228,617人

注）いずれも、特例措置が適用された緊急対応期間の初日（令和2年4月1日）から令和3年5月21日現在迄の実績。

2. 雇用調整助成金の申請件数の動き（令和2年4月1日～令和3年4月末）

- 令和2年4月の「全国を対象とした緊急事態宣言」、令和2年7月の「県による感染拡大警報」及び令和3年1月の「県独自の緊急事態宣言」の影響により、宣言等から概ね2ヶ月後に申請件数のピーク（令和2年6月、令和2年9月、令和3年3月）に達し、その後、減少傾向に転じるという動きを繰り返している。

年月	緊急事態宣言（全国）			感染拡大緊急警報（県）			緊急事態宣言（県）			（単位:件）			
	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4
申請件数	34	460	1,501	1,364	1,850	2,025	1,506	1,089	1,094	1,259	1,590	2,060	1,368
前月差	-	426	1,041	▲ 137	486	175	▲ 519	▲ 417	5	165	331	470	▲ 692

3. 雇用調整助成金の特例措置の動向について

- 新型コロナウイルス感染症への緊急対応期間（令和2年4月1日～令和3年4月末日）においては、特例措置として助成率と上限額の大幅な引上げ等が行われていたが、5月以降は、宮崎県を含め「緊急事態宣言の実施区域」と「まん延防止等重点措置区域」以外の地域は下表のとおり引き下げられている。
- 今後も特例措置は段階的に見直し予定であり、8月以降の助成内容は雇用情勢を踏まえつつ検討。

		～4月末	5月・6月・7月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10)・15,000円	4/5(9/10)・13,500円
	地域特例（※1） 業況特例（※2）	-	4/5(10/10)・15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4)・15,000円	2/3(3/4)・13,500円
	地域特例（※1） 業況特例（※2）	4/5(10/10)・15,000円	4/5(10/10)・15,000円

（※1）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主（～4月末は大企業のみ。）

（※2）生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

（※3）原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断し、地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

今後の雇用対策の方向性

- **今後の雇用対策は、雇用調整助成金の特例措置に依らない雇用維持等の取組について、企業と労働者個人が双方でしっかり取り組んでいくことが重要。**

<具体的施策>

1. 在籍型出向による雇用維持等への支援

- ✓ 新型コロナの影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足が生じている企業との間で在籍型出向により雇用を維持する取組みを支援
 - ・産業雇用安定センターによる出向のマッチング支援
 - ・産業雇用安定助成金による在籍型出向の促進
 - ・出向のノウハウ等の共有、送出・受入企業の開拓等（在籍型出向等支援協議会の開催）

2. 異なる分野等への労働移動の促進

- ✓ 新型コロナの影響により休業を余儀なくされる方やシフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図ることにより、自らの職業能力を向上させ、異業種への職種転換など、今後のステップアップに結び付けられるよう支援
 - ・求職者支援制度への特例措置（給付金の収入・出席要件の緩和、※9月末迄）の導入
 - ・公共職業訓練や求職者支援訓練の期間や内容の多様化・柔軟化
 - ・ハローワークによる積極的な訓練の受講あっせん
- ✓ 新型コロナの影響により離職を余儀なくされた者であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者の早期再就職支援を図るとともに、労働移動を促進するため、対象者を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に、試行雇用期間中の賃金の一部を助成
 - ・トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）による労働移動の促進
- ✓ その他、人材開発支援助成金（企業向け）や教育訓練給付（個人向け）の活用による学び直しの支援